

不適合管理委員会報告情報
平成18年5月26日分

◆不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為(判断)とは異なる行為(判断)を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

【凡例】

公表区分	事象の概要	主な具体例
区分Ⅰ	法律に基づく報告事象等の重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> ・計画外の原子炉停止 ・発電所外への放射性物質の漏えい ・非常用炉心冷却系の作動 ・火災の発生 など
区分Ⅱ	運転保守管理上、重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> ・安全上重要な機器等の軽度な故障 (技術基準に適合する場合) ・管理区域内の放射性物質の軽度な漏えい ・原子炉等への異物の混入 など
区分Ⅲ	運転保守管理情報の内、信頼性を確保する観点からすみやかに詳細を公表する	<ul style="list-style-type: none"> ・計画外の原子炉または発電機出力の軽度な変化 ・原子炉の安全、運転に影響しない機器の故障 ・主要パラメータの緩やかな変化 ・人の負傷または病気の発生 など
その他	上記以外の不適合事象	<ul style="list-style-type: none"> ・日常小修理 など

平成18年5月26日に不適合管理委員会で審査された不適合事象は、下記のとおりです。

区分Ⅰ：該当なし

区分Ⅱ：該当なし

区分Ⅲ：該当なし

その他：

No.	号機等	不適合件名	備考
1	1号機	原子炉冷却材浄化系脱塩塔(A)の出口試料採取用恒温装置において、温度制御不良が認められたため、当該装置を点検・修理	
2	2号機	タービン駆動原子炉給水ポンプ(B)低圧蒸気塞止弁前ドレン弁(MO-6-3B)の開度指示計において、指示不良が認められたため、当該指示計を点検・修理	
3	3号機	タービン蒸気加減弁(NO. 3)の点検時、制御部品のスイッチクレビスに摩耗及びスイッチロッドとスイッチクレビス取合い間隙値に管理値外れが認められたため、スイッチクレビスを交換	
4	3号機	主蒸気配管ノズル(N3C・N3D)の点検時、保温板金の留金に破損が認められたため、留金を交換	
5	3号機	残留熱除去系配管(23ライン)の点検時、保温・板金(計3箇所)に破損及び変形が認められたため、当該保温・板金を交換	
6	3号機	発電機固定子冷却系固定子巻線冷却水タンクブロー弁の点検時、ボンネット側ガスケット着座面に腐食が認められたため、当該部を修理	
7	3号機	復水器細管洗浄装置モータコントロールセンタの点検時、分電盤(210V・105V)の負荷回路(CKT-3・6)に絶縁抵抗の低下が認められたため、当該回路を修理	
8	3号機	可燃性ガス濃度制御系再結合装置(A・B)ブロワ用モータの点検時、軸端振れ測定値に判定基準外れが認められたため、対応検討	

その他:

No.	号機等	不適合件名	備考
9	3号機	気体廃棄物処理系予冷器制御盤(25-77)において、予冷器(B)冷却弁(805B)赤ランプ(開側)のランプカバーに破損が認められたため、当該カバーを点検・修理	
10	3号機	原子炉冷却材浄化系ろ過脱塩器(A)の出口流量記録計において、指示不良(ドリフト)が認められたため、当該計器を点検・校正	
11	3号機	主蒸気ヘッドレン水位レベルスイッチ(LSH-51-1)の点検時、フロートのシャフト部に摩耗が認められたため、当該レベルスイッチを交換	
12	3号機	燃料装荷に伴う制御棒(26-35)の挿入操作時、制御棒の自然挿入事象が認められたため、方向制御弁(123)のシートパスが推定されることから、当該弁を分解点検	
13	4号機	中央制御室換気空調系給気ファン(HVA4-1)において、フィルタの詰まりが認められたため、当該フィルタを交換	
14	4号機	気体廃棄物処理系試料採取装置でのサンプリング操作時、サンプリング針の破損が認められたため、サンプリング針を交換	
15	5号機	復水ポンプ出口溶存酸素計ラック(25-90E)でのレンジ切替時、切替表示ランプに点灯不良が認められたため、当該表示ランプ回路を点検	
16	集中環境施設	高温焼却炉廃棄物充填機において、移送箱位置検出用リミットスイッチの変形及び動作不良が認められたため、当該リミットスイッチを点検・調整	
17	集中環境施設	高圧圧縮設備圧縮物排出機厚み測定装置において、距離センサ(超音波)の動作不良が認められたため、当該装置を点検・修理	
18	その他	海生物処理設備排水処理装置の機器(脱水機・配管等)において、腐食が認められたため、当該部を補修塗装	
19	その他	海生物処理設備前処理装置の機器(汚泥切出装置・配管等)において、腐食が認められたため、当該部を補修塗装	

<注 意>

掲載内容に関するお問い合わせにつきましては、下記のお電話までお願いいたします。
 電 話:0240-32-3432 福島第一原子力発電所・広報部・情報発信グループまで